

銚子市告示第10号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年3月23日から効力を生ずる。

平成17年3月22日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新	旧	地番
町名	町名	
赤塚町	岡野台町2丁目	643の3

備考 上記の土地の表示は、平成15年7月17日現在の土地登記簿謄本によるものである。